

自己株式（金庫株）取得の課税関係

原則として、法人が自己株式を取得した場合、株主側に配当所得及び譲渡所得の発生といった課税関係が生ずる。（平成 13 年 10 月 1 日以後適用）

< 原則 >

譲渡価額 (A)	配当所得	自己株式の譲渡価額(A) - 資本等のうち株式 に対応する部分の金額
	譲渡損益	譲渡価額(A) - 配当所得 - 簿価
	簿価	

資本等のうち株式に対応する部分の金額 =

$$\begin{array}{l}
 \text{自己の株式の取得をし} \\
 \text{た法人の資本等の金額}
 \end{array}
 \times \frac{\begin{array}{l} \text{その法人の株主等が有していた} \\ \text{その法人の株式の数} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{自己の株式の取得をした法人の} \\ \text{発行済株式等の総数} \end{array}}$$

配当所得は、通常の配当所得と同様の取り扱いとなる。

従って、20%の源泉徴収が必要となるほか、法人株主の場合は受取配当等の益金不算入規定の適用があり、個人株主である場合は配当税額控除の適用がある。

< 例外 >

証券取引所及び店頭市場から取得した自己株式に関する株主の課税関係は、通常の譲渡所得と同様となる。